

通達甲（副監．総．企．被管）第29号

平成13年12月4日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 部 長、参 事 官 殿
所 属 長

副 総 監

大規模被害者支援事案発生時における初期的支援実施体制について

〔沿革〕 平成20年12月 通達甲（副監．総．企．管）第23号

25年12月 同第20号

27年 3月 同(副監．警．人1．庶)第8号改正

同時に多数の死傷者等が生じた事案（以下「大規模被害者支援事案」という。）が発生した場合には、その初期的段階から、被害者及びその遺族（以下「被害者」と総称する。）に対する組織的かつ総合的な被害者支援を効果的に行う必要がある。このため、大規模被害者支援事案発生時における被害者支援実施体制について定め、平成13年12月4日から実施することとしたので、運用上誤りのないようになされたい。

記

第1 対象事案

この通達における「大規模被害者支援事案」とは、次の事案のうち、総務部長が被害者支援本部を設置する必要があると認めた事案をいう。

- 1 同時に多数の死傷者が発生した殺人、傷害等の事案
- 2 多数を人質とする乗っ取り、立てこもり等の事案
- 3 多数の死傷者を生じた事故、火災等の事案
- 4 その他組織的かつ総合的な被害者支援を実施する必要があると認められる事案

第2 被害者支援本部の開設

- 1 総務部長は、被害者支援本部を大規模被害者支援事案の発生地を管轄する警察署又は被害者支援に適した場所に開設し、支援本部長として被害者支援本部の統括的な指揮に当たるものとする。
- 2 被害者支援本部は、大規模被害者支援事案の発生から概ね10日をめどとする初期的段階における、被害者支援の実施に当たるものとする。
- 3 被害者支援本部は、総務部理事官（犯罪被害者支援官）、犯罪被害者支援室員及び第4の2の規定により招集する被害者特別支援員をもって構成する。この場合において、支援本部長は、大規模被害者支援事案の状況により被害者支援の実施に必要と認める所属の職員を被害者支援本部員に指定することができる。
- 4 支援本部長は、大規模被害者支援事案の主管部長（以下「主管部長」という。）と連携を図り、適正な被害者支援に努めるものとする。

また、当該事案に係る被害者支援に関する広報活動の適正を期するものとする。

- 5 総務部理事官（犯罪被害者支援官）は、支援副本部長として、被害者支援本部の具体的な指揮に当たるものとする。
- 6 犯罪被害者支援室員は、次の任務に当たるものとする。
 - (1) 被害者支援の実施に必要な情報の収集及び管理
 - (2) 被害者の要望等に対応するための総合調整
 - (3) 関係道府県警察との連絡
- 7 被害者特別支援員は、被害者に付き添い、特別捜査本部員等と連携してその要望等を把握し、精神的苦痛の軽減に努めることを主な任務とする。任務を通じて収集した情報は、被害者支援本部に確実に報告し、組織的かつ効果的な被害者支援の実施に努めるものとする。

第3 管轄警察署長等の措置

- 1 大規模被害者支援事案の発生地を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「管轄警察署長等」という。）は、大規模被害者支援事案における被害者支援について、支援本部長の統制に従い、迅速かつ適切な被害者支援を実施するものとする。
- 2 管轄警察署長等は、警部以上の幹部1名を指定し、被害者支援本部との連絡に当たらせるものとする。

第4 被害者特別支援員の指定及び招集

1 被害者特別支援員の指定

総務部長は、別に定める基準により、警察署長から推薦を受けた者を、被害者特別支援員として指定しておくものとする。

2 招集

支援本部長は、被害者特別支援員を招集する場合は、警察署及び人員を指定して該当する警察署長に文書管理総合システム（急を要する場合は電話）により行うものとする。この場合において、その旨を担当方面本部長に連絡するものとする。

3 代替者の派遣

警察署長は、被害者特別支援員が病気、講習その他やむを得ない理由により招集に応じられない場合には、当該被害者特別支援員に応じた代替者を派遣するものとする。

第5 被害者支援本部の解散

- 1 支援本部長は、初期的段階の被害者支援を終了したと認める場合は、被害者支援本部を解散するものとする。この場合、主管部長及び管轄警察署長等の意見を聞くものとする。
- 2 支援本部長は、被害者支援本部を解散する場合、主管部長及び管轄警察署長等へ被害者支援に関する必要な事項を引き継ぎ、被害者支援本部解散後においても、主管部長及び管轄警察署長等と緊密な連携のもと、被害者支援に支障のないように努めるものとする。

第6 関係機関・団体等との連携

1 東京都犯罪被害者支援連絡会等との連携

総務部長は、多岐にわたる被害者の要望等に的確に対応するため、東京都犯罪被害者支援連絡会、公益社団法人被害者支援都民センター等関係機関・団体等との連携を図り、積極的な被害者支援の推進に努めるものとする。

2 警察署被害者支援ネットワーク等との連携及び被害者支援意識の醸成

警察署長は、平素から警察署被害者支援ネットワークをはじめ、自治体、防犯・交通関係団体、町会・商店会等との連携を深め、大規模被害者支援事案発生時における被害者支援実施体制の確立及び被害者支援意識の醸成を図るものとする。